## 6 月の税務

－ 6 月 10 日
1． 5 月分源泉所得税•住民税の特別徴収税額•納期の特例 を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付
－6月15日
2．所得税の予定納税額の通知
－ 6 月 30 日
3． 4 月決算法人の確定申告く法人税•消費税•地方消费税 －法人事業税•（法人事業所税）•法人住民税〉
4．1月．4月．7月．10月決算法人の3月ごとの期間短縮 に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉
5．法人•個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消费税〉
6．10月決算法人の中間申告く法人税•消費税•地方消费税•法人事業税•法人住民税〉（半期分）
7．消費税の年税額が 400 万円超の 1 月． 7 月． 10 月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税•地方消费税〉
8．消費税の年税額が 4，800円超の3月．4月決算法人 を除く法人•個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税•地方消費税〉
－6月．8月．10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあ っては 6 月中）において市町村の条例で定める日
9．個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）


－ 4 其








適
用
時
期







和
4
年
度
に
限
り，
商
業
等
負
担
水


## 土地に係る固定資産税の経済状況に底じた指置（固定資産綐•都市計画棁）

土地に係る固定資産税について，コロナ前の地価の上昇に伴う負担の急増と，新型コロナウイルスの影響等によ る経済社会情勢の悪化とその後の回復状況を踏まえ，現行の負担調整措置の原則は維持しつつも，令和 4 年度 は商業地等における課税標準額の增加を評価額の $5 \% \rightarrow 2.5 \%$ に抑制する措置を講じる。


※都市計画税についても同様の措惪

